

帯広市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月25日

帯広市長 米 沢 則 寿
帯広市条例第34号

帯広市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

帯広市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和60年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表2 西陵北地区地区整備計画区域の部沿道サービス地区の項アの欄第5号中「3,000平方メートル以上の」を「10,000平方メートルを超える」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。